自動販売機設置契約書

１　件名　　　自動販売機設置契約【令和７年度～１１年度】

２　契約期間　　　令和７年４月１日 から 令和８年３月３１日 まで

３　機種仕様　　　別表に記載のとおり

４　設置場所及び台数　　　別表に記載のとおり

６　契約保証金　　　免　除

上記の契約について、発注者社会 福祉法人北九州市社会福祉協議会 と 受注者 ○○○○株式会社 とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、契約の条項、関係法令、入札時の諸条件をふまえて公正な契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年４月１日

発注者　　　住所　　　北九州市戸畑区汐井町１番６号

　　　　　　商号又は名称　　　社会福祉法人北九州市社会福祉協議会

　　　　　　代表者名　　　会　　長　　　垣　迫　　裕　俊　　　　印

受注者　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書含む。以下同じ。）に基づき、日本国の法令を遵守し、自動販売機による清涼飲料水等（以下「商品」という。）の販売業務を実施する。

２　受注者は、頭書に定める契約期間の開始までに別表の自動販売機を所定の場所に設置するものとする。

３　販売手数料その他発生した経費に係る消費税及び地方消費税については、消費税法はじめ関係法令の定めるところによる。

４　受注者は、この契約書特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、商品の構成及び販売価格をその責任において定めるものとする。

５　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

６　この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

７　この契約の履行に関して用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるものとする。

８　この契約書における期間の定めについては、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）の定めるところによるものとする。

９　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

10　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって発注者の管轄裁判所とする

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定に関わらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　前２項の規定に関わらず、指示等の内容が軽微なものについては口頭で行うことができる。

４　発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第３条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

２　受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（善良な管理者としての義務）

第４条　発注者は、受注者の指示する温度、湿度、その他良好な環境の保持等、善良な管理者としての注意をもって、当該自動販売機を設置しなければならない。

（自動販売機の点検・管理等）

第５条 受注者は、自動販売機を設置する場所が公の施設であることを認識し、自動販売機を利用する市民に支障をきたさぬよう、自動販売機の点検・整備又は衛生管理の責に任じなければならない。

２ 受注者又は受注者の使用人等は、自動販売機の点検・整備のため発注者の所有する施設に立入するときは、必ず身分証明書を提示しなければならない。

３ 発注者の事情により、自動販売機について特別な整備等を必要とするときは、受注者の承諾を得なければならない。

４ 前項の場合において、必要を生じた費用については、すべて発注者の負担とする。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第６条　契約期間中において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じて、発注者と受注者とが協議の上、契約内容を変更することができる。

（契約内容の変更方法等）

第７条　契約内容等の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が契約内容等の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（発注者及び第三者に及ぼした損害）

第８条　契約の履行につき発注者及び第三者に及ぼした損害について、当該発注者及び第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定に関わらず、同項に規定する賠償額のうち、発注者の指示、その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（事故等における処理）

第９条　発注者は、自動販売機に事故が発生したとき、若しくは盗難等により所在不明又は滅失したときは、法令に定められた処置をとるとともに、速やかに受注者へその旨を報告しなければならない。

２　発注者の責めによる場合を除き、受注者は、自動販売機に関する損傷に対して、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

（契約の履行期間）

第10条　この契約の履行期間は、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。ただし、履行期間満了の日の１か月前までに発注者又は受注者から何らの意思表示がないときは、引き続き、１年間更新するものとし、以後この例による。

２　前項ただし書の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約は更新しないものとする。

（１）契約期間が令和１２年３月３１日に達したとき。

（２）発注者が指定の取消し等により施設の管理者として指定を受けることができず、商品の販売業務を継続することが困難になったとき。

（３）施設の大規模改修や災害等で、やむを得ず発注者が自動販売機の設置を取りやめる必要が生じたとき。

（４）受注者の自動販売機の管理が著しく良好でないと発注者が認めたとき。

３　発注者は、前項の第２号から第４号の規定に基づき契約を更新しない場合は、受注者へ遅滞なく連絡するものとする。

４　第２項の規定に基づき契約を更新しない場合は、受注者は契約終了日に自動販売機を撤去するものとし、この契約の終了により、損害を受けることがあっても、その損害の賠償及び撤去に要する費用を発注者に請求することはできない。

（販売数及び販売額の報告）

第11条 受注者は、毎月１日から末日までの商品の販売数及び販売額を、翌月１０日までに発注者に報告するものとする。

（販売手数料の支払）

第12条 受注者は、発注者に対し販売手数料を支払うものとする。

２　販売手数料は、前条に規定する販売額（消費税及び地方消費税を含む）に、別表に定める販売手数料率を乗じた額とする。

３　販売手数料に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

４　第２項に規定する販売手数料は、翌月末日までに、発注者の指定する方法により発注者に支払うものとする。

５　自動販売機に必要な光熱水費及び設置賃料は、全額を発注者が負担する。

６　災害時における清涼飲料水の提供に関しては、発注者と受注者とが協議の上別に定めることとする。

（発注者の催告による解除権）

第13条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）販売手数料を指定された期限内に納付せず１か月を経過したとき。

（３）自動販売機の管理が著しく良好でないと発注者が認めたとき。

（３）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したと発注者が認めたとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第14条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）第３条第１項の規定に違反して債権を譲渡したとき。

（２）受注者の責めに帰すべき事由により、契約を履行することができないと明らかに認められるとき。

（３）正当な理由なく、契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（４）第16条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（５）受注者が信義にもとる行為や発注者の社会的信用性を損なう行為をしたことが判明し、契約の相手方として不適当と認められるとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、受注者が契約の履行をせず、発注者が前条の催告をしても履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（暴力団関与の場合の解除権）

第14条の２　発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（３）役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（４）役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（５）役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。

（７）購入契約、再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第６号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（８）受注者が、第１号から第６号までのいずれかに該当する者を購入契約、再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（第７号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（９）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に債権を譲渡したとき。

（談合その他の不正行為の場合の解除権）

第14条の３　発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）又は受注者の使用人（支配人及び支店又は営業所の代表者（支配人であるものを除く。）をいう）がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（２）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条、第６条又は第１９条の規定に違反したことに対する同法第４９条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第６２条第１項に規定する納付命令）が確定したとき。

（３）独占禁止法第７７条の規定による審決取消しの訴えにつき、請求が棄却され又は却下されて判決が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条　第13条又は第14条の各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第13条又は第14条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第16条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、この場合において、解除により発注者に損害があっても、受注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（解除の効果）

第17条　この契約が解除された場合には、第１条第１項及び第２項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。この場合において、受注者は直ちに受注者の費用で自動販売機を撤去するものとし、この契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害を発注者に請求することはできない。ただし、第16条によりこの契約が解除された場合は、この限りではない。

２　受注者は、契約が解除された場合において、受注者が既に契約を履行した部分（以下「既履行部分」という。）についての販売手数料を発注者に支払わなければならない。

３　前項に規定する既履行部分の販売手数料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から７日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第18条　この契約において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（秘密の保持）

第19条　発注者及び受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

２　前項の規定は、この契約の終了後又は契約が解除された後も同様とする。

（暴力団等排除に関する特記事項）

第20条　受注者は、本件契約時において、受注者（法人の場合は、代表者、役員、又は実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

２　受注者は、発注者が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、発注者の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と発注者が判断する資料を提出しなければならない。

（契約外の事項）

第21条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

別表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名 | 設置場所 | 仕様 | 販売手数　料率 |
| ウェルとばた  戸畑区汐井町１番６号 | ２階ロビー① | 災害対応  ユニバーサルデザイン  省エネ対応 | ○○.○％ |
| 穴生ドーム  八幡西区鉄竜１丁目５番２号 | ２階エントランスホール② | 災害対応  ユニバーサルデザイン  省エネ対応 | ○○.○％ |
|  |  | 災害対応  ユニバーサルデザイン  省エネ対応 | ○○.○％ |
|  |  | 災害対応  ユニバーサルデザイン  省エネ対応 | ○○.○％ |

　備考　　設置場所は別紙図面に記載のとおりとする。